

公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年11月30日一部改正)

(平成26年3月31日一部改正)

(平成26年12月24日一部改正)

(平成28年3月2日一部改正)

(平成28年3月25日一部改正)

(平成28年12月21日一部改正)

(平成29年12月12日一部改正)

(平成30年3月26日一部改正)

(平成30年4月17日一部改正)

(平成30年12月18日一部改正)

(平成31年3月27日一部改正)

(令和元年12月25日一部改正)

(令和2年12月8日一部改正)

(令和3年3月30日一部改正)

(令和3年12月8日一部改正)

(令和4年3月22日一部改正)

(令和4年12月8日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

(令和5年12月20日一部改正)

(令和6年2月1日一部改正)

(令和6年12月23日一部改正)

(令和7年3月7日一部改正)

(令和7年12月16日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下

「就業規則」という。)第27条の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学(以下「法人」という。)の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員(学長及び臨時職員を除く。)
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者(以下「再雇用職員」という。)のうち常勤の職員以外の職員(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表(別表第1)
 - (2) 一般職給料表(別表第2)
 - (3) 指定職給料表(別表第3)
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に定める。
- 3 理事長は、第1項第3号の給料表の適用を受ける職員を除く職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。
- 4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 5 前2項の規定にかかわらず、特定業務職員及び契約職員の給料月額(給料の月額をいう。以下同じ。)は、別に定める。
- 6 第1項第3号の給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

7 前第1条各項の規定にかかわらず、公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程第11条第3項の規定により認められた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前第1条各項の規定による給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として定める時間数を常勤の職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程第2条に規定する特任教員（以下「特任教員」という。）を含む。ただし、特任教員の給料月額は、第3項により決定された額に10分の6を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（別に定める職員にあつては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に

定める。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条（第2項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（公立大学法人京都市立芸術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休日（第16条を除き、以下「休日」という。）及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難い場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級であるものに

対しては、支給しない。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
- (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前2号に該当する者を除く。）
- (4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額、扶養親族たる子については1人につき13,000円とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車、自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を

負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（育児短時間勤務職員又は再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額）

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満
4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満
7,300円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満
10,400 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満
13,500 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満
16,600 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満
19,700 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満
22,800 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満
25,900 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満
29,100 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満
32,300 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満
35,500 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 38,700 円

- (3) 前項第 2 号に掲げる職員のうち、自動車その他の交通の用具で別に定めるものの駐車のための施設その他の場所で別に定めるものを利用し、その利用に係る料金（以下「駐車場等料金」という。）を負担することを常例とする職員（別に定める職員を除く。） 前号に掲げる額及び 5,000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等料金に相当する額として別に定める額の合計額
- (4) 前項第 3 号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、第 1 号及び前号に掲げる額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び第 2 号又は前号に掲げる額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に

係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）の範囲内において別に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に応じ、別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）に対して支給する。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に

定める。

(地域手当)

第12条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難い場合の地域手当の月額については、別に定める。

(大学院研究科手当)

第13条 学部の授業又は研究機関における研究に加え、大学院研究科の授業を常時担当する教員並びに博士論文指導担当教員に対して、大学院研究科手当を支給する。

2 前項の大学院研究科手当の額は、別に定める額とする。

3 大学院研究科手当は、月1回支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、大学院研究科手当について必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第14条 職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間という。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない時間1時間につき、給与月額（給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額という。以下同じ。）を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき、又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難い場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第 15 条 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 育児短時間勤務職員又は再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられてした前項第 1 号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員に対しては、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その 60 時間を超えてした勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第 16 条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対して

は、勤務 1 日につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 12 倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで又は 12 月 29 日から同月 31 日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（夜間勤務手当）

第 17 条 正規の勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 35 を夜間勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等の特例）

第 18 条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第 15 条から前条までの規定により難い場合においては、第 15 条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

（管理職手当）

第 19 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額、給料月額 100 分の 25 を超えない範囲内において別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第 20 条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務

した場合

- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあっては、当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額）とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第23条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 特定業務職員及び契約職員以外の職員 100分の126.25
（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあっては10

0 分の 67.5、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100 分の 106.25) 以内

- (2) 特定業務職員及び契約職員 100 分の 71.25 (管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100 分の 61.25) 以内

3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額 (管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額を第 2 項の算定基礎額とする。

- (1) 第 3 条第 1 項第 2 号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が 5 級以上である職員その他第 2 項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの

- (2) 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

- (3) 第 3 条第 1 項第 3 号の給料表の適用を受ける職員

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規

則第41条の懲戒事由に該当して同規則第42条第4号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第1項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以

下「一時差止処分」という。)をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあっては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 特定業務職員及び契約職員以外の職員 算定基礎額に100分の106.25（第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の107.5、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 特定業務職員及び契約職員 算定基礎額に100分の51.25（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第21条第3項に規定する合計額とする。

4 第21条第4項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第24条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条

及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第4条、第8条、第9条及び第11条の規定は、契約職員には適用しない。

2 第4条、第8条、第9条、第11条、第13条及び第15条から第19条までの規定は、第3条第1項第3号の給料表の適用を受ける職員には適用しない。

3 第15条から第17条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

4 第4条の規定は、特任教員及び特定業務職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第26条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第27条 休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

(1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当

(2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の

全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当

- (3) 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第28条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(京都市の職員から常勤の役員を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、役員を兼務する職員（任命権者の要請に応じ、京都市の職員（京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて法人の常勤の役員となるため退職手当を支給されずに京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤の役員となった者に限る。）の給与は、その者が京都市の職員であったものとした場合に給与条例により支給されることとなる給与を支給する。

(副学長を兼務する職員となった者の取扱い)

第29条の2 副学長を兼務する職員の給与は、その者が第3条第1項第1号又は同項第2号に規定する給料表を適用された場合に支給されることとなる給与を支給する。

(控除金)

第30条 職員に給与を支給する際、法令に別段の定め又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除することができる。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(補足)

第 3 2 条 理事長が特に必要と認めるときは、この規程に規定する給与以外の給与を支給することができる。

2 前項の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

3 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

(平成 2 4 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 2 4 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第 2 1 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 2 4 年 4 月 1 日において減額改定対象職員(適用される給料、その職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員をいう。以下同じ。)が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当及び役員手当の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 3 7 に乗じて得た額に、同月

から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成２４年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額

（その他の経過措置）

４ この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級	号 給
教育職給料表	１ 級	８５号給から１２９号給
	２ 級	６５号給から１０５号給
	３ 級	５２号給から８９号給
	４ 級	２５号給から７７号給

附 則（平成２６年３月３１日理事長決定）

（施行期日）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１２月２４日理事長決定）

（施行期日）

１ この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第２４条第２項の改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第10条第2項及び別表第1から別表第2までの規定は平成26年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成26年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月2日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後

の規程」という。)別表第1から別表第3までの規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月25日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程(以下「新規程」という。)新規程第11条の規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項各号中「12,000円」

とあるのは「１７，０００円」と、「２分の１」とあるのは「３２分の９」と、「１６，０００円」とあるのは「９，０００円」と、「１１，０００円」とあるのは「６，０００円」とし、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における同条の規定の適用については、「１２，０００円」とあるのは「１４，０００円」と、同号イ中「２分の１」とあるのは「３２分の１３」と、「１６，０００円」とあるのは「１３，０００円」と、「１１，０００円」とあるのは「９，０００円」とする。

- ４ 新規程第１１条に掲げる職員（以下「新第１号職員」という。）に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学給与規程（以下「旧規程」という。）第１１条の規定は、平成３１年３月３１日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第１欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第２欄に掲げる規定中同表第３欄に掲げる字句は、それぞれ同表第４欄に掲げる字句とする。

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで	旧規程第１１条第２項第１号	１０，５００円	８，０００円
	旧規程第１１条第２項第２号	９，５００円	７，５００円
平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで	旧規程第１１条第２項第１号	１０，５００円	５，５００円
	旧規程第１１条第２項第２号	９，５００円	５，０００円
平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで	旧規程第１１条第２項第１号	１０，５００円	３，０００円
	旧規程第１１条第２項第２号	９，５００円	２，５００円

- ５ 新第１号職員に該当する者の新規程第１１条第２項第１号の規定による住居手当の月額が、その者が新第１号職員に該当しないものとした場

合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第11条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第11条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

(その他の経過措置)

- 6 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年12月21日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成29年12月12日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。ただし、公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程第24条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(勤勉手当の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成30年3月26日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(昇給の基準に関する暫定措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規定」という。)第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

(扶養手当に関する暫定措置)

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規定第8条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円(職員に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については11,600円)とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については8,100円)」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円(職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,800円)
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円(職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者

5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成31年3月27日理事長決定)

この規程は、決定の日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) 別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年12月8日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 令和2年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第21条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則 (令和3年3月30日理事長決定)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月8日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の規程第24条第2項の規定は同年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 令和3年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第21条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」と、同項第2号中「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

附 則 (令和4年3月22日理事長決定)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月8日理事長決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第24条第2項の規定は令和4年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 令和4年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

附 則（令和5年4月1日理事長決定）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日理事長決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1、別表第2および別表第3の規定は令和5年4月1日から、改正後の規程第21条第2項及び第24条第2項の規定は令和5年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 令和5年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第21条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の65」とあるのは

「１００分の６７．５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、同項第２号中「１００分の６８．７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とする。

（勤勉手当の額の特例）

４ 令和５年１２月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第２４条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、同項第２号中「１００分の４８．７５」とあるのは「１００分の５０」と、「１００分の５８．７５」とあるのは「１００分の６０」とする。

（給与の内払）

５ 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和６年２月１日理事長決定）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１２月２３日理事長決定）

（施行期日）

１ この規程は、決定の日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第１、別表第２および別表第３の規定は令和６年４月１日から、改正後の規程第２１条第２項及び第２４条第２項の規定は令和６年１２月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

（期末手当の額の特例）

３ 令和６年１２月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第２１条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１２５」

とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の６６．２５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、同項第２号中「１００分の７０」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

（勤勉手当の額の特例）

- ４ 令和６年１２月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第２４条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、同項第２号中「１００分の５０」とあるのは「１００分の５１．２５」と、「１００分の６０」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

（給与の内払）

- ５ 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和７年３月７日理事長決定）

（施行期日）

- １ この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（扶養手当に関する暫定措置）

- ２ 改正後の規程第８条の規定にかかわらず、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。

（１）配偶者

（２）２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族(前号に該当する者を除く。)

(4) 心身に著しい障害がある親族

3 前項の場合における扶養手当の月額は、改正後の規程第9条第1項の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者については3,000円とし、扶養親族たる子については1人につき11,500円(職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については12,300円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については7,300円、職員が改正後の規程第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が7級であるものにあっては、3,000円(職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については3,800円)、職員が同号の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が6級であるものにあっては、5,000円(職員に配偶者が不在の場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については5,800円))とする。

附 則 (令和7年12月16日理事長決定)

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1、別表第2および別表第3の規定は令和7年4月1日から、改正後の規程第21条第2項及び第24条第2項の規定は令和7年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から、改正後の規程第10条第2項は令和8年4月1日から適用する。適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和7年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第2

1 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 127.5」と、「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「100 分の 106.25」とあるのは「100 分の 107.5」と、同項第 2 号中「100 分の 71.25」とあるのは「100 分の 72.5」と、「100 分の 61.25」とあるのは「100 分の 62.5」とする。

（勤勉手当の額の特例）

4 令和 7 年 12 月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第 24 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 106.25」とあるのは「100 分の 107.5」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 108.75」と、「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 127.5」と、同項第 2 号中「100 分の 51.25」とあるのは「100 分の 52.5」と、「100 分の 61.25」とあるのは「100 分の 62.5」とする。

（給与の内払）

5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

教 育 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	275,700	354,200	408,200	475,300
2	277,900	355,800	409,800	484,100
3	280,000	357,400	411,100	492,700
4	281,900	358,900	412,300	501,100
5	283,700	360,400	413,500	509,500
6	285,200	362,000	414,500	517,500
7	286,700	363,600	415,500	525,000
8	288,200	365,100	416,400	532,200
9	290,000	366,500	417,300	539,100
10	291,900	368,500	418,300	545,000
11	293,700	370,500	419,400	549,600
12	295,600	372,400	420,500	553,000
13	297,600	374,200	421,500	556,400
14	299,600	375,800	422,600	559,500
15	301,600	377,400	423,600	562,400
16	303,600	378,800	424,600	564,900
17	305,500	380,100	425,600	567,000
18	308,000	381,600	426,700	
19	310,700	382,800	427,800	
20	313,300	384,100	428,900	
21	315,900	385,400	429,900	
22	318,300	386,600	431,000	
23	320,700	387,800	432,100	
24	322,900	388,900	433,200	
25	325,100	390,000	434,100	
26	327,100	391,300	435,200	
27	329,100	392,600	436,200	
28	331,100	393,900	437,200	
29	333,100	395,100	438,100	
30	335,000	396,400	439,200	
31	336,900	397,700	440,200	
32	338,800	398,900	441,300	

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
33	340,600	400,100	442,300	
34	342,500	401,300	443,500	
35	344,400	402,500	444,600	
36	346,300	403,600	445,800	
37	348,000	404,600	446,500	
38	349,200	405,800	447,400	
39	350,300	406,900	448,300	
40	351,300	407,900	449,100	
41	351,800	409,000	449,900	
42	352,200	410,200	450,800	
43	352,600	411,300	451,600	
44	352,900	412,400	452,300	
45	353,400	413,300	453,000	
46	353,900	414,300	453,900	
47	354,400	415,300	454,800	
48	354,700	416,200	455,700	
49	355,000	417,400	456,600	
50	355,300	418,700	457,500	
51	355,600	420,100	458,500	
52	355,900	421,400	459,400	
53	356,300	422,200	460,400	
54	356,600	423,200	461,400	
55	357,000	424,200	462,300	
56	357,300	425,300	463,300	
57	357,600	426,200	464,200	
58	358,000	426,900	465,100	
59	358,300	427,700	466,000	
60	358,700	428,400	467,000	
61	359,000	429,100	467,800	
62	359,300	429,900	468,200	
63	359,700	430,700	468,800	
64	360,000	431,300	469,400	
65	360,300	431,900	470,000	
66	360,700	432,200	470,700	
67	361,000	432,500	471,000	
68	361,400	432,800	471,600	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
69	361,800	433,100	472,000	
70	362,100	433,400	472,300	
71	362,500	433,600	472,600	
72	362,900	433,900	472,900	
73	363,200	434,100	473,200	
74	363,600	434,300		
75	364,000	434,600		
76	364,400	434,900		
77	364,700	435,100		
78	365,100	435,300		
79	365,500	435,600		
80	366,000	435,900		
81	366,500	436,100		
82	367,100	436,300		
83	367,800	436,600		
84	368,400	436,900		
85	369,000	437,100		
86	369,600	437,400		
87	370,200	437,700		
88	370,800	437,900		
89	371,300	438,100		
90	371,700	438,400		
91	372,000	438,700		
92	372,400	438,900		
93	372,800	439,100		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			
100	376,000			
101	376,400			
102	376,900			
103	377,200			
104	377,500			

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			

備考1 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第2（第3条関係）

一 般 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	182,100	236,200	262,700	296,900	337,000	369,100	413,400
2	183,200	236,800	264,600	298,800	339,600	371,900	416,200
3	184,300	238,600	266,400	300,700	342,100	374,600	419,200
4	185,400	240,400	268,300	302,700	344,700	377,400	422,200
5	186,500	242,100	269,800	303,900	346,100	379,900	425,200
6	187,600	242,700	271,800	305,700	348,700	382,700	428,100
7	188,700	244,200	273,100	307,400	351,300	385,500	431,100
8	189,800	245,900	274,500	308,800	353,900	388,300	434,000
9	190,900	247,500	275,300	309,900	355,300	390,800	437,000
10	192,200	249,300	277,000	312,100	357,900	393,600	439,900
11	193,500	251,100	278,300	314,300	360,500	396,400	442,900
12	194,800	252,900	279,300	315,800	363,000	399,100	445,900
13	196,100	254,600	280,400	316,000	365,600	401,700	448,800
14	197,500	254,800	281,700	318,300	368,200	404,600	451,800
15	199,000	256,000	282,900	320,600	370,800	407,400	454,800
16	200,500	257,500	284,400	321,900	373,300	410,300	457,700
17	202,100	259,100	285,900	322,100	375,900	412,900	460,600
18	205,100	259,900	287,600	324,400	378,500	415,900	463,600
19	207,600	261,300	289,100	326,700	381,000	418,900	466,600
20	210,200	262,600	290,600	329,000	383,600	421,900	469,600
21	212,300	263,600	290,800	331,200	386,200	423,600	472,500
22	214,900	264,300	292,500	332,700	388,800	425,800	475,600
23	217,100	265,900	294,100	334,400	391,300	428,700	478,700
24	219,300	267,100	295,500	336,300	393,900	431,500	481,700
25	221,400	268,100	295,700	338,100	396,600	434,300	484,400
26	223,700	268,600	297,400	339,700	399,300	436,900	487,500
27	225,900	270,000	299,100	341,400	402,000	439,600	490,500
28	227,100	272,000	300,400	343,100	404,600	442,400	493,600

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
29	228, 200	272, 600	300, 600	345, 000	407, 300	445, 000	496, 500
30	230, 000	273, 800	302, 400	346, 700	409, 600	447, 500	499, 800
31	231, 200	275, 100	303, 900	348, 600	412, 100	450, 200	503, 200
32	232, 400	276, 600	305, 000	350, 300	414, 700	452, 900	506, 400
33	234, 100	276, 800	305, 500	351, 900	417, 300	455, 700	509, 800
34	235, 700	278, 000	307, 300	353, 800	419, 700	458, 300	512, 800
35	237, 300	279, 300	308, 700	355, 500	422, 000	461, 000	515, 700
36	238, 300	280, 400	310, 100	357, 200	424, 400	463, 600	518, 800
37	238, 500	280, 900	310, 600	358, 800	426, 400	466, 300	521, 700
38	240, 300	282, 100	312, 000	360, 500	428, 200	468, 900	524, 300
39	242, 000	282, 700	313, 400	362, 200	430, 300	471, 400	527, 000
40	242, 400	283, 900	314, 700	363, 900	432, 400	474, 000	529, 400
41	242, 600	285, 000	315, 700	365, 600	434, 500	475, 700	531, 800
42	244, 300	285, 700	317, 100	367, 000	436, 500	478, 000	534, 000
43	246, 100	286, 500	318, 400	368, 700	438, 400	480, 300	536, 200
44	246, 500	287, 900	319, 900	370, 400	440, 500	482, 600	538, 400
45	246, 700	289, 000	321, 400	372, 400	442, 200	484, 900	540, 700
46	248, 100	289, 200	322, 700	374, 200	443, 700	487, 100	542, 900
47	249, 600	290, 400	324, 100	376, 000	445, 200	489, 300	545, 100
48	250, 600	291, 800	325, 800	377, 900	446, 800	491, 400	547, 300
49	250, 800	293, 000	327, 300	379, 200	448, 100	493, 500	549, 600
50	252, 000	293, 200	328, 000	380, 500	449, 500	495, 500	551, 600
51	253, 200	294, 100	329, 500	382, 000	451, 000	497, 500	553, 800
52	254, 700	295, 800	330, 800	383, 300	452, 500	499, 500	555, 900
53	254, 900	297, 000	332, 100	384, 500	453, 900	501, 500	557, 900
54	256, 200	297, 200	332, 900	385, 600	455, 100	503, 500	559, 700
55	257, 600	298, 000	334, 300	386, 800	456, 200	505, 400	561, 400
56	258, 800	299, 500	335, 700	388, 100	457, 400	507, 300	563, 100
57	259, 000	301, 000	336, 800	389, 200	458, 400	509, 200	565, 000

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
58	260, 100	301, 200	337, 800	390, 200	459, 200	511, 000	566, 700
59	261, 000	302, 500	339, 200	391, 200	460, 200	512, 800	568, 400
60	262, 200	303, 800	340, 400	392, 200	461, 200	514, 600	570, 100
61	263, 100	305, 000	340, 900	393, 000	462, 200	516, 300	571, 700
62	263, 400	305, 400	342, 000	393, 900	463, 100	517, 800	573, 000
63	264, 600	306, 500	342, 700	394, 800	464, 100	519, 300	574, 600
64	265, 900	307, 700	343, 700	395, 400	465, 100	520, 700	576, 300
65	267, 200	308, 900	344, 700	395, 700	465, 900	522, 100	577, 900
66	267, 400	309, 300	345, 600	396, 300	466, 900	523, 300	579, 000
67	268, 500	310, 500	346, 600	396, 900	467, 900	524, 500	580, 200
68	270, 000	311, 600	347, 400	397, 500	468, 800	525, 700	581, 400
69	271, 300	312, 800	348, 600	398, 100	469, 600	526, 900	582, 400
70	271, 500	313, 400	349, 600	398, 700	470, 200	527, 700	583, 600
71	272, 800	314, 500	350, 700	399, 300	471, 100	528, 400	584, 800
72	274, 200	315, 600	351, 800	399, 900	472, 000	529, 100	586, 000
73	275, 400	316, 700	352, 500	400, 500	472, 900	529, 800	586, 900
74	275, 800	317, 700	353, 400	401, 100	473, 600	530, 500	588, 100
75	277, 100	318, 700	354, 500	401, 700	474, 300	531, 200	589, 300
76	278, 400	319, 700	355, 500	402, 300	475, 000	531, 800	590, 500
77	279, 500	320, 600	356, 400	402, 900	475, 800	532, 400	591, 400
78	280, 300	321, 200	357, 200	403, 500	476, 500	532, 800	592, 500
79	281, 400	322, 000	358, 200	404, 100	477, 200	533, 200	593, 700
80	282, 500	322, 900	359, 200	404, 700	477, 900	533, 600	594, 900
81	283, 600	323, 800	360, 100	405, 300	478, 700	533, 900	595, 900
82	284, 600	324, 700	360, 800	405, 900	479, 400	534, 300	
83	285, 600	325, 600	361, 700	406, 500	480, 100	534, 700	
84	286, 600	326, 400	362, 700	407, 100	480, 800	535, 100	
85	287, 600	327, 000	363, 700	407, 700	481, 600	535, 400	
86	288, 400	327, 800	364, 700	408, 300	482, 300	535, 800	
87	289, 200	328, 500	365, 300	408, 900	483, 000	536, 200	

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
88	289,700	329,200	366,300	409,600	483,700	536,600	
89	289,900	330,000	367,100	410,100	484,500	536,900	
90	290,400	330,800	367,900	410,700	485,200		
91	290,900	331,500	368,800	411,300	485,900		
92	291,400	332,200	369,300	412,000	486,600		
93	291,700	333,000	370,400	412,500	487,300		
94		333,600	371,200	413,100	487,900		
95		334,300	372,200	413,700	488,600		
96		335,000	373,200	414,400	489,300		
97		335,800	373,700	414,900	490,100		
98		336,400	374,400	415,500			
99		337,100	375,300	416,100			
100		337,800	376,300	416,800			
101		338,600	377,000	417,300			
102		339,300	377,500	417,900			
103		340,000	378,300	418,500			
104		340,700	379,200	419,200			
105		341,300	380,000	419,700			
106		342,000	380,400	420,300			
107		342,700	381,300	420,900			
108		343,400	382,100	421,600			
109		343,800	382,900	422,100			
110		344,500	383,600	422,800			
111		345,200	384,000	423,500			
112		345,900	384,600	424,000			
113		346,300	385,300	424,500			
114		346,800	386,000	425,100			
115		347,300	386,600	425,800			
116		347,800	387,000	426,500			

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
117		348,100	387,400	426,900			
118		348,600	387,900				
119		349,100	388,300				
120		349,600	388,700				
121		349,900	388,900				
122		350,400	389,200				
123		350,900	389,700				
124		351,400	390,200				
125		351,700	390,400				
126		352,200	390,600				
127		352,700	391,000				
128		353,200	391,500				
129		353,500	391,800				
130		354,000	392,000				
131		354,500	392,400				
132		355,000	392,900				
133		355,300	393,200				
134		355,700	393,600				
135		356,000	393,800				
136		356,300	394,300				
137		356,600	394,600				
138		356,900	395,000				
139		357,200	395,500				
140		357,500	395,700				
141		357,800	395,900				
142		358,100					
143		358,400					
144		358,700					
145		358,900					
146		359,200					

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
147		359,500					
148		359,800					
149		360,000					

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

指 定 職 給 料 表

職 名	給料月額
副学長	736,000

円